

## ■宿泊約款

### 第1条（適応範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適応する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第5条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団若しくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
  - (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
  - (10) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申し込みをしたとき。

### 第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  - (7) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団若しくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
  - (8) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で違反する薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持若しくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令若しくは公序良俗に反する行為をし、またこれらの行為をする恐れがあるとき。
  - (9) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### 第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客に氏名、年齢、性別、住所および職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15：00 から翌日の 11：00 までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。  
1室当たり1時間毎に3,000円（税別）。ただし、1時間未満は1時間に切り上げて算定します。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は各所の掲示、客室内のサービスガイド等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。  
また、飲食物および雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
3. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物または携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還または前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第17条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条（その他）

ダイワロイヤルメンバーズクラブの宿泊者については別に定めた利用の手引によるものとします。

別表第1 宿泊料金の算定方法

宿泊料金	内訳	
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料金及びその他の利用料金
	税金	消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金

人数	不泊	当日	前日	9日前	20日前
14名まで	100%	80%	20%	—	—
15～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は別表第1の宿泊料金（基本宿泊料金のみ税別）に対する違約金の比率です。  
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。  
3. 団体客（15名以上）の一部において契約の解除があった場合、宿泊の10日前における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金はいたしません

## ■ご利用規則

当ホテルでは、宿泊約款第 10 条に基づき、当ホテルの品位を保ち、またお客様が当ホテルに滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力がいただけなかった場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項により、客室および当ホテル内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
2. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの熱を発生する器具等をご使用なさないでください。
3. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
  - (イ) 動物、鳥類
  - (ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
  - (ハ) 悪臭を発生するもの
  - (ニ) 常識的な大きさ、量をこえる物品
  - (ホ) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚醒剤の類
4. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
5. ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないでください。
6. ホテルの窓から物をお投げにならないでください。
7. ホテル内で他の客様に広告物を配布するような、行為をなさないでください。
8. 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさないでください。
9. ご訪問客と客室内での面会をご遠慮願います。ご面会はロビーをご利用ください。
10. 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
11. 客室やロビーを事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
12. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い。
  - (イ) 本来の目的以外の用途にご使用なさないでください。
  - (ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
  - (ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
13. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
14. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室に備え付けの貸金庫をご利用いただくか、フロントキャッシャーにお預けいただくようお願いいたします。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いません。
15. ホテル内のレストラン、売店などをご署名によってご使用なさる場合は必ず客室の鍵をご提示ください。
16. 客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。
17. ご宿泊日数またはご宿泊人数を変更される場合は、前もってフロント係員にご連絡くださるようお願い申し上げます。
18. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
19. ホテル外から飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないでください。

盲導犬・介助犬および弊社企画商品の定める範囲内におきましては、上記「3- (イ)」のご利用規則の限りではありません。